

## ラオスにおける金銀行（Bullion Bank）について

2025年1月14日

One Asia Lawyers Group ラオス事務所

### 1. 背景

ラオスは、外貨準備高が著しく不足しており、2023年時点で、2-3か月分の輸入支払いにも満たないと言われていました。そこで、ラオス政府は、金の取引を専門に行う「金銀行（Lao Bullion Bank）（以下、「LBB」）」を設立し、ラオス経済の安定化、現地通貨キープ安の緩和に着手しました。



2024年8月7日にラオス財務省と現地企業 PTL ホールディングとの間で合弁契約署名式が行われ、LBB が設立されました。LBB のホームページ<sup>1</sup>によると、ラオスは、金の生産量がアジアの中で第6位にランクされており（World Gold Council as of December 2023）、約500トンから1,000トンの埋蔵量があると推定されています。この潜在市場を活性化させるために、2024年10月に StoneX APAC Pte. Ltd.と戦略的パートナーシップを締結、貴金属取引の知識や技術の強化をはかることで、国際的な基準で金の流通を管理することを目指します。

今回、ラオス中央銀行（以下「中銀」）は、2024年11月29日付で「金銀行の事業に関する合意（No1277）（以下、「合意」）」を発行し、そのサービス内容について規定しています。

### 2. LBB の事業内容について

LBB は、商業銀行法及び合意に基づき事業を行う必要があります。LBB は、商業銀行法第3条に規定する「一定の金融商品、金融分野、地域及び対象顧客に特化してサービスを提供する特殊銀行」に分類されます（詳細は、商業銀行法の改正に関する[ニューズレター](#)をご参照ください）。LBB のサービスは以下の通りです（合意第5条）。

#### （1）金預金

普通預金、定期預金等の開設。利息の有無が区別されます。預けた金の価値は、世界的に使用されているドル建て国際価格で決定されますが、キープに換算した額となります（合意第5条）。現金でも金でも引き出すことが可能です。

#### （2）金による融資

<sup>1</sup> <https://www.laobullionbank.com/about-bullion-bank>

金や地金を担保として、金又は現金を融資。融資に関しては、2021年6月17日付「商業銀行の信用サービスに関する合意（No296）」及び合意に基づき実施されます（合意第7条）。

### （3）金の売買

自動販売機等で金の延べ棒や硬貨の販売（合意第8条）。

### （4）預金

BLLと金の売買のためだけに使用する現金（キープ）の普通預金口座の開設。但し、ラオスに居住していない顧客に対しては、外国通貨で口座を開設することが可能です（合意第9条）。

### （5）金の輸出入

貿易取引の決済を金で行うためのサービス（合意第10条）。

### （6）金の純度証明

金の品位を検査し、下記の内容を含めた証明証を発行。金の品位とは、金にどの程度、金が含まれているか純度検査をして認定します（合意第11条）。

①原産地（あれば）、②所有者の名前、③地金を分与した人及び相続した人、④純度、⑤重量、⑥生産年（あれば）

### （7）金の精錬

銀行が保有する金の純度を高めるため、銀行内に精錬所を設置。顧客の持ち込んだ金も精錬することが可能（合意第12条）。

### （8）貴金属の保管

金の延べ棒、金硬貨、貴金属製品、ダイヤモンドや有価証券などを預ける貸金庫（合意第13条）。

### （9）中銀が許可するその他のサービス

上記のサービスを提供するためには、金銀行事業の事業許可証を取得後1年以内に、ロンドン貴金属市場協会(LBMA)やシンガポール地金市場協会(SBMA)の会員基準を満たし、加盟することが義務付けられています（合意第14条）。

以 上

〈注記〉

本資料に関し、以下の点ご了解ください。

- ・今後の政府発表や解釈の明確化にともない、本資料は変更となる可能性があります。
- ・本資料の使用によって生じたいかなる損害についても当社は責任を負いません。

---

One Asia Lawyers は、日本のクライアントにシームレスで包括的な法的アドバイスを提供するために設立された、独立した法律事務所のネットワークです。私たちは、ASEAN 各国の非常に複雑で膨大な法律に関するスペシャリストです。日本だけでなく ASEAN 各国にメンバーファームがあり、この地域全体でアクセスしやすく、効率的なサービスを提供しています。

One Asia Lawyers Group ラオス事務所においては、常駐日本人専門家 1 名を含む合計 6 名の体制で対応を行っております。コーポレート、労務、倒産、訴訟等、現地に根付いたサービスを提供しております。各種フォーマットの提供や動画配信（例えば、「ラオスにおける解雇規制とその留意点」等）を行っております。

本記事やご相談に関するご照会は以下までお願い致します。

[yuto.yabumoto@oneasia.legal](mailto:yuto.yabumoto@oneasia.legal) (藪本 雄登)

[satomi.uchino@oneasia.legal](mailto:satomi.uchino@oneasia.legal) (内野 里美)

[藪本 雄登](#) One Asia Lawyers メコン地域統括



One Asia Lawyers の前身となる JBL Mekong グループを 2011 年に設立。メコン地域流域諸国を統括。カンボジア、ラオス、タイ、ミャンマー、ベトナムで数年間の駐在・実務経験を有し、タイや CLMV の各国につき、現地弁護士と協働して各種法律調査や進出日系企業に対する各種サポートを行う。

[内野 里美](#) One Asia Lawyers Group ラオス事務所



2016 年より One Asia Lawyers Group ラオス事務所に駐在。ラオス国内で 15 年以上の実務経験を有する。ラオス語を駆使し、現地弁護士と協働して各種法律調査や進出日系企業に対して各種サポートを行う。